

令和5年第4回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和5年12月7日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	3番 野口加代子
4番 竹内政幸	5番 原田健資
6番 武澤豪	7番 北上正弘
8番 後藤修	9番 坂東重夫
10番 藤本功男	11番 笠井安之
12番 中野厚志	13番 笠井一司
14番 檜原伸	15番 松村幸治
16番 吉田稔	17番 木村松雄
18番 阿部雅志	19番 原田定信
20番 三浦三一	

欠席議員（1名）

2番 檜原浩二

会議録署名議員

5番 原田健資                      6番 武澤豪

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 森友邦明	企画総務部次長 大倉洋二
危機管理局長 小松隆	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 笠井和芳	教育部次長 佐藤正彦
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 住友勝次
土成支所長 鈴田直城	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 相原 繁喜

水道部次長 吉成 永吾

財政課長 藤井 信良

監査事務局長 坂東 明

会計管理者 川人 啓二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、志政クラブ木村松雄君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ木村松雄君。

○17番（木村松雄君） おはようございます。17番木村松雄でございます。

志政クラブ代表質問、ただいまから始めたいと思います。

令和5年も、はや最終の定例会でございます。今回は、14人の議員の方が質問を予定しておりまして、私はその1番ということで非常に緊張しております。

私の質問は、1点目に新ごみ処理施設について、2点目には阿波市の経済対策についての2点でございます。

新ごみ処理施設につきましては、本市の最重要懸案事項でございます。過去に何回も同僚議員から質問がありましたが、今回私も志政クラブ代表質問ということで取り上げさせていただきました。当然、質問の中で決定されていない部分につきましてはお答えできないと思いますが、現在の進捗の状況、これからの予定等々、可能な限り丁寧にお答えいただきたいと思います。

それでは、新ごみ処理施設について、1番目の公設民営のメリット、デメリットはでございますが、我が国は1980年頃から、それまで官主体であった各業務等々が民間にできることは民にと、官から民へとの流れになりました。その代表的なものが、NTTであったり、JR、JTなどでございます。

平成15年、地方自治法の一部が改正されまして指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的に対応するため、公の施設の管

理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を目的にしております。

本市におきましても、合併後民間活力を導入し、民間にできることは民間でということで、一部の業務に指定管理者制度を活用して各方面で業務委託しており、人件費の削減など、公設民営の成果が出ています。今回、新ごみ処理施設の運営を公設民営から公設公営に変更になりました。

そこで、1番目の公設民営のメリット、デメリットは、2番目の公設公営のメリット、デメリットはについての答弁を求めます。

続いて、3番目の建設費が増額になった理由でございますが、昨年10月の全員協議会において市民部が提示した資料の中で、基本構想段階の建設費試算額約38.5億円から73億円に増額になった主な要因に、1番目が固形燃料の成形機の追加、2番目が塩素濃度を低くする高性能な選別機の追加、3番目が地盤調査、地盤改良、外構工事、洗車場整備、排水設備及び太陽光パネルの設置などの追加でございます。4番目が、ウクライナ情勢や円安による資材や人件費の高騰と、4つの要因を挙げていました。ですが、もう少し詳細なる説明が必要かと思えます。そこで、増額になった理由を丁寧に説明していただきたい。

次に、4番目の施設建設予定地の面積は及び借地料はでございますが、令和5年10月17日の新聞報道では、地権者に約2万5,600平方メートルを借り上げ、賃料や契約期間などの交渉を進めるとの記事が掲載されていましたが、また賃料についてはどの程度を想定しているかについて答弁を求めます。

続いて、5番目の建設地周辺の自治会の同意はでございますが、今までの理事者説明ではおおむね理解が得られているものと認識している、そのようなことではございましたが、事業を進める過程において、周辺住民の方には丁寧なる説明をしてご理解いただき、書面をもって協定締結するべきと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、6番目のごみ出し時の分別方法はですが、新ごみ施設に移行になった場合、分別が複雑になるんじゃないかとの心配が市民の皆様から寄せられています。ですので、いま一度ご説明をいただきたいと。

次に、7番目の固形燃料の受入先の確保ですが、先日の阿波市議会議員の研修会で新ごみ処理の現状と課題についてと題して勉強会がございました。その中で、利用先と固形燃料販売価格の決定方法を定めた仮契約を結ぶことが重要であるとのお話がございました。

今までの答弁では、受入先については一定のめどがついているとのことですが、そのような認識でいいのか、この件につきましては安丸副市長に答弁を求めます。

最後の8番目になります。

施設建設が2025年8月稼働に間に合うのかでございますが、これも先般新聞報道がございました。2025年8月稼働、不可能かという報道内容でした。

現在の中央広域環境施設組合は、2025年7月末で使用期限は終わりますので、当然新ごみ処理施設建設については完成しなければなりません。このことについても、安丸副市長に答弁を求めます。

それぞれ答弁をいただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） おはようございます。

志政クラブ木村議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設について複数ご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目の公設民営のメリット、デメリットはと、2点目の公設公営のメリット、デメリットはについて、どちらの方式も公設として行政が設置主体となりますので、運営方式の民営、公営に関しまして、併せて答弁をさせていただきます。

民営を公営と比べた場合のメリットとして、民間事業者の創意工夫、ノウハウの活用により、運営費の削減が期待できます。一方、公営を民営と比べた場合のメリットとして、行政が運営主体となることから、地元住民からの安心感が高く、民営よりも若干コストの上昇が想定されるものの、社会情勢の変化に、より柔軟に対応し、安定的な運営が期待でき、現在、吉野町で稼働しております中央広域環境センターは公設公営方式で運営をいたしております。

次に、3点目の建設費が増額になった理由につきまして、令和2年の阿波市議会定例会でお示した想定建設事業費約38億5,000万円につきましては、令和元年度新ごみ処理施設整備基本構想の策定に当たり、建設予定地も定まっていない状況のもと、過去の全国事例などを参考に概略的に試算したものであります。第3回市議会定例会で答弁させていただきましたように、令和3年度国の交付金に係る計画を提出するに当たって、阿波町東長峰を建設予定地として、施設の基礎を含めた建築物やごみ収集車の受入れからごみの選別、処理、処理後の固形燃料の製品化に至るまでのプラント設備などの費用を見積もり、算出したところ、約65億円となりました。その後、想定外でありますウクライナ情

勢や円安による資材や人件費の大幅な高騰などにより、現在の事業費約73億円となったものでございます。

次に、4点目の施設建設予定地の面積は、借地料はにつきまして、建設予定地の面積は約2万平方メートルとし、緑地を含めた約2万5,600平方メートルを借地する予定で進めているところです。また、借地料につきましては、現在、その算定に必要な不動産鑑定を行っているところでございます。

次に、5点目の建設地周辺の自治会の同意はにつきましては、おおむね建設地周辺自治会の皆様のご理解が得られているものと認識しており、速やかに正式な文書等を整えてまいります。

次に、6点目のごみ出し時の分別方法につきましては、今後リサイクルなど資源循環への取組による分別方法の変更はあり得ますが、現状の分別をしっかりと行っていただければ大きな変更はないものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 木村議員からは、まず7点目といたしまして、固形燃料の受入先の確保についてご質問をいただいております。

固形燃料の受入先の確保につきましては、極めて重要な課題であると認識をさせていただいております。そのため、このことにつきましては9月議会でもお答えをいたしましたとおり、受入先につきましては一定のめどをつけ、今後、実際の固形燃料の受入れまでに、価格などを含め、受入れ側と継続的に協議、調整してまいりたいと考えております。まずは、受入れが可能であるとの意向が書面により具体的に確認できるよう取り組んでまいります。

次に、8点目のご質問でございますが、施設建設が2025年8月稼働に間に合うのかについてご質問でございます。

現在、事業主体であります中央広域環境施設組合におきまして、建設予定地の賃貸借契約や入札に向けた準備を進め、新施設の早期稼働に向け取り組んでおるところでございますが、現在の進捗状況を判断いたしますと、2025年7月の稼働期限までに供用開始を行うことは極めて厳しい状況であると認識をいたしております。このことを受けまして、この対応策について地元と締結している協定書の趣旨を踏まえ、上板町、板野町とも協議をいたしまして、その対策について決定してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 各項目それぞれ答弁いただきました。

1番、2番のメリット、デメリットについては、答弁のとおりだと思いますので、了といたします。

3番目の建設費が増額になった理由につきましては、建設予定地も定まっていない状況のもと、過去の全国事例などを参考に概略的に試算したものが約38億5,000万円で、その後、建設予定地が阿波町東長峰になり、いろいろな設備の費用を積算し算出したところ約65億円になり、その後、ウクライナ情勢、円安、人件費の大幅な高騰などにより、現在の事業費約73億円になったものであるとの答弁でございました。

4番目の建設予定地面積は、緑地帯を含め約2万5,600平方メートル、借地料は不動産鑑定士に委託している、そういう答弁でございました。

5番目の建設地周辺の自治会の同意はの件ですが、地元の方の同意が得られなければ事業を進めることはできません。ですので、事業の重要性を地元の方に丁寧に説明をして、ご理解いただくよう進めてほしいと思います。

6番目のごみ出し時の分別方法については、若干の変更はあるが、現在の方法で大きな変更はないものと考えているということでございます。施設建設が進み、しかるべき時期には改めて市民の方に周知をしてほしいと、そのように思います。

続いて、7番目の固形燃料の受入先の確保でございますが、答弁では受入先と価格なども含め、書面により具体的に確認できるよう取り組んでいくとのことですので、しっかりと相手先との交渉をよろしく願いたいと思います。

8番目の施設建設が2025年8月稼働に間に合うのかの答弁でございますが、組合において建設予定地の賃貸借契約や入札に向けた準備を進めている現在の進捗状況から判断すると、2025年8月の供用開始を行うことは極めて厳しい状況であると認識している。その対応策について、協定書の趣旨を踏まえ、上板町、板野町とも協議していくとの答弁でございました。

担当部長、安丸副市長からそれぞれ答弁いただきましたが、そこで中央広域環境施設組合の管理者である町田市長に今後の新ごみ施設建設の見通しについて、再問としてお聞きします。

特に、3番目の建設費が増額になった理由の説明、5番目の建設予定地周辺の自治会の



同意は、8番目の2025年8月稼働に間に合うのか、以上3点を改めて市長としての見解をお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の1問目、新ごみ処理施設についての再問、今後の見通しはについて答弁をさせていただきます。

木村議員も申されたように、中央広域環境施設組合の新ごみ処理施設の建設につきましては、阿波市の最重点事業だと認識をしており、今後、速やかに対応方針を本市、板野町、上板町の1市2町で決定し、早期に、第3回市議会定例会でも申し上げましたように、燃料化方式、好気性発酵乾燥方式におきまして新ごみ処理施設の建設を進めるように鋭意取り組んでいきたいと思っております。

そして、答弁でございますが、3点いただいておりますので、順次答弁させていただきます。先ほどの市民部長、安丸副市長の答弁と重複するところはご了承願いたいと思っております。

1点目の建設費が増額になった理由につきましては、先ほど答弁いたしましたように、令和2年には約38億5,000万円、また令和3年度には国の交付金の申請の準備として試算した結果約65億円、そして現在ではウクライナ情勢の影響によって、資材や人件費の高騰によりまして約73億円となっております。また、事業費は阿波町の東長峰を建設予定地として、ごみの受入れから、選別、処理、そして固形燃料の製品化までに必要な設備や、これらの設備を効率的に配置する建築物を設計、施工する費用も見積もり、算出したものでございます。

次に、2点目の建設地周辺の自治会の同意につきましては、市民部長も申し上げましたように、おおむね建設地周辺の自治会の皆様のご理解が得られていると認識しておりますが、その後にDBO方式、デザインビルドオペレーションから、今DBプラス公設公営ということでデザインビルドを先に施工して、オペレーションの維持管理を後からというようなことも踏まえまして、十分丁寧に説明いたしまして、正式な文書等で調印ができるように進めていきたいと考えております。

続いて、3点目の施設建設が2025年8月の供用に間に合うかにつきましては、先ほど安丸副市長からも答弁いたしましたように、厳しい状況となっております。これに関しましては、私といたしましても4月24日に市長に就任後、鋭意努力をしまいましたが、再度、現施設の稼働前に交わしている多くの協定書の趣旨も踏まえまして、早期に対

策、対応案を決定して進めていくとともに、ご心配や不安を抱えている多くの方々の不安を払拭するように努めていきたいと。ご迷惑をかけていることに対しましては非常に申し訳ないと思っております。今後、速やかに板野町、上板町の2町と協議検討し、方針が決まり次第、早急に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 町田市長からは、新ごみ処理施設建設の今後の見通しはについて答弁をいただきました。

市長、この施設が完成しますと、ごみを燃やさないで煙やダイオキシン類が出ません。環境に優しい、まさに画期的な、これからの時代にふさわしい施設になると思いますので、市長、部局、担当部のさらなるお取組に大きく期待をいたしております。

それでは、この件につきましては終わりたいと思います。

次の質問、2点目の阿波市の経済対策について、物価高騰により市民生活には重くのしかかっている現状の中で、本市も様々な施策をしておりますが、さらなる施策のお考えはでございますが、政府は経済対策として所得税減税年4万円、非課税世帯に7万円給付する案が浮上しているのが現在の政府の経済対策でございますが、本市においても様々な施策を講じておりますが、物価高騰には追いつかないというのが現状かと思えます。これから年末年始、卒業、入学、就職といった、各家庭においては節目節目で何かと出費がかさむ時期であります。

そこで、本市独自あるいは国の補助金との併用で市民生活の一助になる施策はということで、市のお考えをお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 志政クラブ木村議員の代表質問2問目、阿波市の経済対策についての1点目、物価高騰等により市民生活には重くのしかかっている現状の中で本市も様々な施策をしているが、さらなる施策の考えはについて答弁をさせていただきます。

本市では、物価高騰対策として、令和5年度においては住民税非課税世帯など低所得世帯に対し、1世帯当たり3万円の支給や、低所得の独り親世帯、住民税非課税の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の支給、さらには市民1人当たり3,000円の生活応

援券の発行や、電気料金高騰の影響を受けた市内商工業者に対する支援などを実施し、物価高騰の影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様をスピード感を持って支援させていただいたところでございます。

また、国では令和5年度第1次補正予算が成立したところであり、今後、重点支援地方交付金が市町村に交付されることとなっております。本市におきましては、この交付金を活用し、低所得世帯に対する1世帯当たり7万円の給付に加え、物価高騰により生活に影響を受けた市民の皆様や事業者の皆様へのさらなる本市独自の具体的な支援を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 部長からは、物価高騰により生活に影響を受けた市民の皆様や事業者へのさらなる本市独自の具体的な支援を検討しているとの答弁でした。ぜひ、検討をよろしくお願いいたします。

再問として、市長から本市の経済対策についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の2問目の再問、物価高騰等により市民生活には重くのしかかっている現状の中で本市も様々な施策をしているが、さらなる施策の考えはについて答弁をさせていただきます。

本市では、これまでもエネルギーや食料品などの物価高騰に最も切実に影響を受けている低所得世帯の皆様へは給付金事業、さらには市民の皆様や事業者の皆様をしっかりと支える生活応援券の発行事業など、議会と連携をさせていただきながら確実に実施してまいりました。

先ほど、部長からの答弁でもありましたが、デフレ完全脱却のため、総合経済対策として低所得世帯への支援をするとともに、エネルギーや食料品など、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、今回、国のほうでは令和5年度第1次補正予算において、重点支援地方交付金1兆5,592億円が去る11月29日に成立したところでございます。これを踏まえて、本市におきましては、物価高騰の影響を最も受けている低所得世帯の皆さんには迅速な支援が行えるよう準備を進めるとともに、本市独自の対策については具体的な内容を現在取りまとめているところでございます。必要な予算につきましては、今定例会に提案させていただきますよう考えておりますので、ご理解、ご協

力をくださいますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 町田市長からは、本市の経済対策について、国の地方交付金を活用して物価高騰の影響を受けている低所得世帯には迅速な支援が行えるよう準備していると同時に、本市独自の対策については具体的な内容を取りまとめているとの答弁でございました。

再々問として、私の考えは阿波市民全員あるいは全世帯の方が少しでも恩恵を得られるような施策をぜひ進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

某市の施策では、全世帯に10万円給付するというようなお話もございましたが、それは到底無理なお話でございます。当初、国の10万円給付した、そういう施策もございましたが、到底数十億円の予算が必要になろうかと思っておりますので、そういうことは期待しておりません。少しだけでも、市民の方が恩恵を受けられるようなそういう施策をと思いますが、再々問として、市長、いかがでしょうか。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 志政クラブ木村議員の代表質問の2問目の再々問について答弁させていただきます。

現在、本市独自の経済対策につきましては、国からの交付金の配分状況を見極めながら、予算規模を含め、内容につきましても、木村議員の言われましたように、市民全ての方が今回の経済対策の効果を実感していただけるような施策をしっかりと取りまとめてまいります。そして、この議会で、先ほども申しましたが、予算も提案していきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 木村松雄君。

○17番（木村松雄君） 市長からは、本市の経済対策について再々問の答弁では、市民の方全てが今回の経済対策の効果を実感できるような施策を取りまとめていくとの力強い答弁がございました。よろしくお願いいたします。

今回、私、代表質問ということで2点取り上げさせていただきました。

特に、新ごみ処理施設建設の件につきましては、理事者の答弁では、私の感想では、少し、一歩とまではいきませんが、前進、進展したかなという思いでございます。町田市長

には、一刻も早く市民の方に安心を届けられるようぜひ頑張ってくださいたいと、そのように願っております。市民の方も、ごみ処理施設建設はどうなっているんだというような、非常に心配もされております。町田市長には、このごみ処理施設完成するという大きな責務があると、私は思います。上板、板野町とも協議をして、一日も早く施設が完成して、先ほども申し上げましたが、市民の方に安心を届けられるような、そういう施策にぜひとも誠心誠意取り組んでいただきたいと、そのように思います。

経済対策につきましても、しっかりとした経済対策を部長、よろしく願いをいたします。

以上で私の今回の志政クラブ代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで志政クラブ木村松雄君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、はばたき後藤修君の代表質問を許可いたします。

はばたき後藤修君。

○8番（後藤 修君） おはようございます。

ただいまから、8番後藤修が会派はばたきの代表質問をいたします。

理事者の皆様においては簡単明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

早々ですが、質問に入りたいと思います。

今回の質問は、大きく分けて5問の質問をさせていただきます。1問目は公共交通について、2問目は給食について、3問目は通学かばんについて、4問目は情報発信について、5問目はあわっ子はぐくみ医療費について、以上5点についてです。

質問に入ります。

前回の一般質問でお約束していた公共交通あわめぐりについてのアンケートの結果ができましたので、質問させていただきます。

令和4年度のあわめぐりのアンケートでは、実際利用していた人の意見が少なかつたため、利用者目線の意見、メリット、デメリットの抽出をすることができませんでした。今回のアンケートでは、その点を踏まえて、あわめぐり利用者アンケート調査という形で調

査をしていただいたと聞いています。

(パネルを示す) また、アンケートの最後には、こちらのパネルに転記した内容のご意見もいただいています。読み上げますと、その他あわめぐりに関するご意見等があればご記入ください。主な意見、増便を検討してほしい、市内の飲食店への運行を検討してほしい、途中下車を可能にしてほしい、効率的な配車が行われていないように感じる、ネット予約の場合は1か月前からでも予約可能などにできないか、このような意見もいただいております。

こちらのご意見の中で注目したいのが、私も再三定例会で質問しております増便を検討してほしいについてです。特に、朝の便とドライバーのお昼休憩で車両が少ない時間帯の増便に関するものだと思います。

ここでは、朝の便について私なりに分析しました。1便、2便は、学生が優先ということもあり、朝の便は特に予約が取れない状況と承知しております。なぜならば、10代の利用者が令和元年度年間たった148人だったものが、令和4年度では10代の利用が1,418人、全体が1万3,420人の利用であったので10.56%、1割が学生になっているわけです。現在は、7時台、8時台はほぼ通学専用になってきています。

一般の利用者が予約できない、増便すれば利用できるのではないかと、そういう思いがあるのではないのでしょうか。増便については、9月27日の令和5年度第2回阿波市地域公共交通活性化協議会でも協議されていますので、理事者の見解も踏まえて答弁いただきたいと思います。

まず1点目、あわめぐり利用者アンケート調査の結果について、次いで2点目として、増便を検討してほしいなどの市民の意見にどう対応していくのか。まずは、以上2点を坂東企画総務部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき後藤議員の代表質問1問目、地域公共交通あわめぐりについて幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のあわめぐり利用者アンケート調査の結果についてでございますが、デマンド型乗合交通あわめぐりに対する市民の満足度を把握するため、利用者アンケート調査を定期的実施しており、今年度は6月から8月に調査を実施したところでございます。

今年度の結果としましては、満足、やや満足と答えた方の合計が86.8%となり、昨年度の88.4%には僅かに及びませんでした。現在も高い満足度が得られているものと認識しております。その他のご意見としましては、通学に利用できることや自宅まで迎えに来てくれることに対して高い評価をいただいておりますが、乗降場所の追加や増便の要望についてのご意見もいただいております。引き続き、市民の皆様が移動手段としてご利用いただけるよう、運行事業者とも協力しながら持続可能な運営に努めてまいります。

次に、2点目の増便を検討してほしいなどの市民の意見にどう対応していくのかについてでございますが、1点目の質問に対する答弁でも申し上げましたが、利用者アンケート調査においても増便に関するご意見をいただいているところでございます。

現在、本市で運行しておりますあわめぐりにつきましては、令和元年の運行開始以降、年々利用者数が増加しており、昨年度につきましては1万3,000人以上の利用がございました。一方、多くの方にご利用いただいている反面、乗合率が低い時間帯が多く見られるという現状もございます。

あわめぐりは乗合型の公共交通であるため、利用者の方にはご不便をおかけすることもあるかもしれませんが、電話予約の際にはオペレーターによる時間調整にご協力いただくなどの対応や、AIによる効率的な配車システムのさらなる活用により、乗合率の向上が期待でき、運行効率を高めることができるものと考えております。

以上により、現時点では直ちに増便することは考えておりませんが、引き続き利用状況や成約率を注視しながら、効率的な運行に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

令和4年の満足度と比較して、今回のアンケートでも86.8%の高水準の満足度が得られたことは喜ばしいことです。利用者アンケートについては、年1回程度は実施し、評価指標として運営に生かしていただきたいと思っております。

2点目の答弁では、乗合率を向上させることにより、利用者数の増加が見込めるとの答弁でした。また、引き続き効率的な運用に努めつつ、利用状況を見ながら検討を進めるとのことでした。

実際、あわめぐりではAIによる乗合オンデマンド交通システムが導入されています。全国74か所で稼働し、開発には東京大学も携わっています。今考えられる最高のシステ

ムを運用しているわけです。このシステムを運用している埼玉県白岡市では、朝の便を増便しています。AIによって、ある程度の乗合率を向上させることはできても、物理的な限界はあるのではないのでしょうか。他市の例として、乗降場所の登録数を見てみると、阿波市の倍以上の登録がある自治体もありました。その点も踏まえ、まずは朝とお昼の時間帯増便、次に試験的に乗降場所を増やし、乗合率の検証をしてもいいのではないのでしょうか。検討をお願いいたします。

次に、再問として、昨今よく耳にするライドシェアについて質問いたします。

国会でも議論が活発になってきているライドシェアです。ライドシェアには、大きなメリットとして、ドライバー確保の優位性や安い運賃、副業しやすい点などが挙げられると思います。しかし、幾つかのデメリットも存在します。事故の補償や従来の公共交通に与える影響などがあると思います。

どちらにしても、早いか遅いかだけで避けては通れない道であり、議論をする必要があるのでないのでしょうか。阿波市の公共交通に戻って考えてみると、先ほどの意見以外にも、市外の住民が使えない、土日祝日の利用ができないのは不便であるなどの様々な課題が存在します。それらを穴埋めできるのがライドシェアではないのでしょうか。

そこで、3点目、再問として、あわめぐりとは別にライドシェアについても検討してはどうかについても、坂東企画総務部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき後藤議員の代表質問1問目、地域公共交通あわめぐりについての再問、あわめぐりとは別にライドシェアについても検討してはどうかについて答弁をさせていただきます。

現在、政府においてタクシーのドライバー不足などに対応すべく、法改正の検討も含め、ライドシェアの導入に向けた議論が本格的に行われております。

ライドシェアとは、一般的に自動車の運転手とそれに相乗りする人や相乗りする人同士を引き合わせるサービスとされており、国家戦略特区制度などを活用した有償ライドシェアや実証実験が行われている地域があります。このライドシェア導入につきましては、利用者と運転手とのマッチングの仕組みづくりや利用者の安全・安心の確保、さらに既存事業者への影響など、法規制以外の部分においても解決すべき課題があると考えております。このことから、ライドシェアの導入につきましては、今後も国の動向を注視し、本市の実情と照らし合わせながら検討してまいります。



以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

答弁では、国の動向を注視し、本市の実情と照らし合わせて、よりよい公共交通の在り方を検討するとの答弁でした。満足度の高いあわめぐり、従来の地域のタクシー等の地域公共交通と共存できるような仕組みを検討願います。

次の質問に移ります。

2問目の質問は、給食に金属ナットが混入した件についてです。（パネルを示す）

このパネルは、阿波市給食センターより報道関係に提供された写真です。混入した金属製のナットのサイズとかを表しております。

給食の異物混入は、食品安全に関わる深刻な問題です。異物混入が発生すると、食品中の異物が飲食物として提供され、これが食べられることで健康被害が発生する可能性があります。

安全な給食を提供するには、大きく分けて2点の留意点があると思います。まず、安全な供給源の確保。食材や調理材料の供給源を信頼性の高いものにすることが重要であり、信頼できる食材業者との取引や品質管理の徹底が必要ではないでしょうか。2点目としては、品質管理の強化。食品調理、提供の際には、品質管理を徹底し、異物混入のリスクを最小限に抑えるために、手順や検査を導入することが重要であり、食品加工工程での異物混入を防ぐための対策も求められると思います。

そこで、1点質問いたします。

給食にナットが入った原因と再発防止策はについて、森友教育部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） はばたき後藤議員の代表質問の2問目、給食に金属ナットが混入した件についての1点目、給食にナットが入った原因と再発防止策はについて答弁させていただきます。

ニュースや新聞でも報道されましたように、10月16日月曜日、給食センターで調理した牛肉とゴボウのいため煮の中に約1センチメートルの金属ナットが混入しておりました。生徒が喫食中、異物が混入していることに気づき、けがなどはありませんでした。ほかの児童・生徒からも体調不良等の報告はございませんでした。

原因としては、煮物の材料を納入した食品工場において、材料を切る機械が設置された作業台のナットが外れて混入したものでした。

なお、食材の納入業者に対しては、より一層の安全管理の徹底を依頼し、安全な食材を納入していただくよう指示を行っております。

また、センター内においては、これまでの納入時における目視による異物確認や、下処理時における目視及び手作業による異物確認に加え、食品工場で加工された食品については、洗浄時に少量ずつ網ですくい、食材を広げながら目視する異物確認を行う工程を追加しました。また、加工されず納入された野菜については、裁断後、調理前に別のかごに移し替え、目視による異物確認を行う工程を追加しました。さらに、調理機器に関しては、作業前、作業後の確認に加え、作業中にも確認を行う工程を追加するとともに、全ての調理員で改めて危険箇所等の再確認を行うなど、危機管理意識の向上を図ったところでございます。

今後は、これまで以上に細心の注意を払い、安全・安心な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 森友教育部長より答弁いただきました。

児童・生徒に体調不良等の健康被害が及ばなかったことは、何よりです。原因として、納入業者での作業台のナットが外れたものであるということが分かり、それに対して指示も行っているということでした。また、食材の受入れ時の目視、下処理時の目視及び手作業による異物確認に加え、加工食品についても網ですくい、食品を広げての目視による異物確認などが追加されたことも分かりました。さらに、調理機器についても、作業前、中、後の点検など、再発防止策に努めていることも分かりました。

再発防止対策は万全だと感じるところですが、他の自治体の例を1点挙げさせていただきますと、給食に虫の混入があったとき、虫の混入防止対策にとどまらず、金属の混入防止対策も同時に行った事例も聞いています。そこでは安価な金属探知器を導入したということもお聞きしております。

本市においても、調理器具の老朽化は避けては通れないものがあると思います。金属探知機を導入されていないようであれば、この点についても検討していただければと思います。これからも、安心・安全、そしておいしい給食を提供していただけるよう尽力願いま

す。

次の質問に移ります。

3問目として、小学校の通学かばんについてです。

小学校の通学かばんに関する重要なポイントを何点か挙げたいと思います。1点目、サイズと収納力、2点目、軽量かつ丈夫な素材、3点目、機能性のあるデザイン、4点目、背負いやすいデザイン、5点目、防水性、6点目、安全性の考慮などが挙げられます。

実用性だけでなく、子どもの喜ぶ要素も考慮する必要があると思います。また加えて、価格についても様々であり、ブランドや素材、デザインなどによって異なります。一般的に、安価なものから高価のものまで様々な価格帯があり、選択の幅も広がっています。

その中で、通学かばんの要素を持ったものは、大きく分けて2つになると思います。ランドセルとリュックサックではないでしょうか。阿波市内でも、ランドセルに加えて、既にリュックサックを使用している学校もあると聞いてます。また、転校生が以前の学校で使っていたリュックサックを本市でも使っていると聞いています。

多様性が求められる時代、本市での小学校でのランドセルの自由化がどこまで進んでいるかについてお聞きしたいと思います。

1点目、小学校のランドセルの自由化、リュックサック等に伴う校則の見直し進捗状況はについて、高田教育長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき後藤議員の代表質問の3問目、小学校の通学かばんについての1点目、小学校ランドセルの自由化、リュックサック等に伴う校則の見直し進捗状況はについて答弁させていただきます。

令和5年第2回の定例会において答弁させていただきましたように、通学かばんは各小学校で子どもの状況や保護者の意見を聞きながら、各校の実情に合ったものを指定しております。また、これまでも一部の学校では、保護者からの要望等があった場合、通学用リュックサック等の使用も可能としておりました。

一方で、昨年度から様々な校則の見直しが進んだことを踏まえ、来年度からは全ての小学校において、通学かばんとして通学用リュックサック等も使用可能となることを入学説明会等で保護者に周知することといたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 高田教育長より答弁いただきました。

来年度からは、全ての小学校において、通学かばんとして通学用リュックサック等も使用可能となることを入学説明会等で保護者に周知するというので、非常にありがたい答弁でありました。選択肢が増えることにより、小学校への問合せも多くなると思いますが、保護者に丁寧に説明していただければと思います。

では、次の質問に移ります。

再問として、リュックサックの無償支給について質問いたします。

私は、男ばかりの3人兄弟で、私が中学1年生に入学するときに兄は高校1年生、弟は小学1年生と、同時に3人が進学を控えていました。そのときは、入学祝い金や修学旅行の補助金、医療費の無償化など、子育て支援は何もなかった時代です。兄弟3人が一遍に進学する親の苦労は大変だったと思います。そんなとき、私が6年間使ったお下がりランドセルを背負って、弟は文句一つ言わず小学校に通学していました。昔はそれが普通だったのかもしれませんが。

保護者の経済的負担を減らすサポート、それが軽くて安価、丈夫なリュックサックを、できれば無償にこだわるのは、私にそんな過去の経験があったからかもしれません。既に、茨城県では3分の1の小学校がリュックサックなどの無償支給を行っています。

そこで、再問として、阿波市として高額なランドセルに代えて、安くて丈夫なリュックサックを無償支給できないかについて質問いたします。この質問についても、高田教育長に答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） はばたき後藤議員の代表質問3問目の再問、阿波市として高額なランドセルに代えて安くて丈夫なリュックサックを無償支給できないかについて答弁させていただきます。

全国的にも、リュックサック等を無償で支給している自治体があることについては認識しております。先ほど答弁させていただきましたように、来年度より全ての小学校において、リュックサック等を含め、通学かばんが自由に選択できるようになっております。多様性や個性重視の時代、様々な色や形のランドセルを使用する子どもたちも増えていることから、画一的なリュックサック等を支給するというよりも、通学かばんについて自分に合ったものを選択していただけたらと考えております。

加えて、本市では、子育て支援の一環として小学校入学祝金などの支援を実施しており

ますので、リュックサック等の無償支給については今後、県内他市の状況も参考にしながら研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 高田教育長より答弁いただきました。

答弁の中で、本市での小学校入学祝金の支援制度とありましたが、非常にありがたい制度だと思います。

ここで、リュックサックの無償支給に関するアンケートを述べさせていただきます。

無償支給に関するアンケートでは、6割の保護者が無償支給を望んでいます。あとの4割の保護者は、子どもが選んだものにしたいという結果でした。

ランドセルの購入データでは、平均の購入金額は5万8,524円で、購入金額帯で一番多かったのが6万5,000円以上の33%でした。購入したランドセルの支払い者は、1番が祖父母55%、2番が両親の42%でした。ランドセルを買うのは、半数以上が祖父母なんです。孫が喜ぶのであれば高くても買ってあげたい、買える余裕がある方はいいかもしれません。しかし、物価高騰で年金も目減りしている祖父母の皆さんの中には、ランドセルを買う余裕もない人もたくさんいると思います。現役世代でも5万8,524円は大きな負担ではないでしょうか。阿波市独自の入学祝金、もしくは指定のリュックサックの無償支給を選べる制度、この選択肢を増やすことで保護者の大きな負担もさらに軽減できるものになると思います。機会があれば、アンケートなども含めて調査研究していただければと思います。

この質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。

本市における情報発信の在り方について質問させていただきます。

I C T活用社会への変化が急速に進んでいる現在、阿波市においても、広報紙や市ホームページ、A C Nはもちろん、各種S N Sの特徴を生かした運用を行って、効果的な情報発信に取り組んでいるかと思われます。また、現代社会では、若者を中心にS N Sが急速に普及しており、S N Sによる情報発信は、若い世代を中心に国民に一番届きやすい媒体と思います。市の情報発信にS N Sを活用することで、若い方が市の魅力にふだんから触れることができ、将来、進学や就職、結婚などの転機において、阿波市を人生の新たな舞台として選んでもらう、そのようなきっかけづくりになるものと思っております。

そこで、本市では、昨年度より市公式LINEを開設し、先月の11月よりInstagramの運用を始めたかと思いますが、現在の市公式SNSの状況について、1点目、昨年度から運用しているLINE、今年度開始したInstagram等の現在の状況について、坂東企画総務部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） はばたき後藤議員の代表質問4問目、本市における情報発信の在り方についての1点目、昨年度から運用しているLINE、今年度開始したInstagram等の現在の状況について答弁をさせていただきます。

昨年4月1日に開設しました市公式LINEは、市民の皆様の利便性の向上に向けて、また事務の効率化を図るため、今日まで様々な機能の拡張を行ってまいりました。今年の9月からは、LINE電子申請サービスを開始し、市公式LINEより住民票の写し、戸籍謄本、抄本など9種類の証明書、マイナンバーカードによる本人確認、キャッシュレス決済により、市公式LINE上で申請手続きが完結できるものとなっており、現在まで約50件の申請がございます。また、友だち登録者数につきましても順調に推移し、現時点での友だち登録者数は4,500人を超えており、多くの方にご利用いただいている状況でございます。

さらに、先月11月から阿波市の魅力を市内外へ情報発信することを目的として、LINEの特徴である文字情報による行政サービスに加え、映像による本市の魅力を発信するため、市公式Instagramの本格運用を開始いたしました。現在のフォロワー数は約200人となっていることから、さらなるフォロワー数増加に向け、来年1月から2月にかけて、市内の方、さらには市外、県外の方にも市公式Instagramを広く認知いただくために、阿波市の逸品が抽せんで当たる開設キャンペーンを実施する予定としております。

今後も、既存のSNSツールである市公式LINE、さらにはInstagramといった新たな情報発信ツールと相まって、さらなる情報発信の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 坂東企画総務部長より答弁いただきました。

LINEでは、市の情報をプッシュ通知により受け取れるだけでなく、様々な便利な機

能が使用でき、9月からは電子申請サービスにより各種証明書も取得できるようになったということで、非常に便利になったと実感しております。また、インスタグラムも運用を始めたばかりということで、まずは市公式インスタグラムを知っていただき、引き続き阿波市の魅力を全国に発信していただければと思います。

では、次の質問に移ります。

次に、再問として、現在阿波市におきましても本格的に人口減少が顕著に現れ始めてきています。

第2次阿波市総合計画後期基本計画及び第2次阿波市総合戦略により、持続可能な地域づくりに向けた施策を推進しているわけでありますけれども、その中でも人口の将来像、人口ビジョンというものを踏まえて、結婚、子育てに対する支援や、さらには移住・定住を促進するための施策を積極的に展開していますが、これらを総合的に取り組む中で、阿波市人口ビジョンにおいて定めた2060年の人口2万7,000人程度を維持の達成に向け、出生率の向上、転入促進、転出抑制など、人口減少対策となる施策を複合的に展開し、目標実現に向けて取り組んでいただいているわけですが、なかなか歯止めがかかるといような状況になっていないのも現状であります。今後におきましても、人口減少は避けられない現状と受け止め、それをどう食い止めるか、克服していくかが非常に重要だと考えております。

そこで、近年SNSによる情報発信を活用する自治体が増加しており、SNSは町の活性化につながる最適なツールだと考えております。例えば、インスタグラムは文章で情報発信するだけではなく、写真や動画で自分が伝えたいことを表現するSNSで、そのインスタグラムを活用して阿波市のお勧めスポット、農林畜産物、食文化、こういったものをもっとブラッシュアップして、阿波市を全国的にアピールしていただけるものと思います。まず、阿波市を知ってもらう、認知度を上げる工夫が必要であると考えます。

以上を踏まえて、本市の情報発信の今後について、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき後藤議員の代表質問の4問目の再問、本市の情報発信の今後の計画について答弁をさせていただきます。

市に求められている情報発信の役割としましては、大きく2点あると思うんです。1点目が、行政の施策や社会生活に必要な情報、災害情報など、様々な情報を市民の皆様に分

かりやすく確実に伝えることをございます。2点目の役割としては、市内外の方に対して、ひいては県外の方にも阿波市の魅力を発信することで、移住・定住や観光振興など、様々な分野の活性化につながることができます。

また、本市では、これまで広報紙、また市のホームページ、ケーブルテレビ音声告知放送などを通じて、必要な情報を迅速に正しく発信することに努めており、引き続き既存媒体をさらに有効活用しながら情報発信を行ってまいりたいと考えております。

先ほど議員も言われましたように、昨年開設したLINE、先月から本格運用を開始したInstagramといった市公式SNSからの情報発信に関しましても、広範囲かつリアルタイムな情報発信ができるという特徴を生かしてまいりたいと考えております。今後、より積極的に利活用を図ってまいりたいと考えております。まず、市公式LINEでは情報発信はもちろんのこと、通報機能や電子申請機能のように、市民の皆さんからアクションを起こせる機能を今後も追加していくことで、いつでもどこからも行政とつながる、持ち運べる市役所を実現してまいりたいと考えております。

そのような中、本市のLINEにおける先進的な取組が評価されまして、県外からの行政視察の申出が最近ございました。先月11月14日には、静岡県伊東市が、約6万5,000人の人口の市でございます、続いて30日には、岡山県赤磐市、これは4万3,000人の市でございますが、本市を来庁して、本市の取組の視察研修を実施させていただいたところでございます。

一方、先月より本格運用を開始した市公式Instagramでは、写真や動画コンテンツなどの視覚的アプローチを生かして、町の魅力を積極的にアピールしてまいりたいと考えております。市内の若い方を中心に、阿波市の魅力を再確認していただき、地域への愛着や誇りへの醸成につなげ、地元に住み続けたいと感じてもらいたいと思います。また、市外の方には阿波市の魅力を発信することで、阿波市に興味、関心を持っていただき、移住はもとより本市へのふるさと納税の増加など、様々な相乗効果があるように取り組んでいきたいと考えております。

今後も、引き続き年齢別また個人別、いろいろな市民の特徴もございますので、アナログツールとデジタルツールの融合によって、市民一人一人の生活に寄り添った情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。



○8番（後藤 修君） 町田市長より答弁いただきました。ありがとうございます。

情報発信については、これまでの広報あわをはじめ、ホームページ、ACNなどに加え、市公式SNSであるLINE、インスタグラムの導入などで、その前向きな取組について高く評価しております。特に、LINEにおいては様々な機能が搭載されており、証明書の申請もできるようになるなど非常に便利で、市民の間でも好評を得ています。1年半余りで県外から多くの行政視察に来ていただけるようにまでなったということは、非常に喜ばしいことです。先進自治体としての評価を受けていくことに対し、このことにも大変うれしく思う次第です。また、インスタグラムについても、若者への情報が届きやすいというSNSの特徴を生かしていただき、ぜひ阿波市の魅力をどんどん発信してもらえればと思います。

若い世代の人口流出が顕著になる中、本市が選ばれる町となるように今後も積極的な情報発信をお願いして、この項の質問を終えたいと思います。

次の質問に移ります。

あわっ子はぐくみ医療費についてです。

令和6年度から、県の子どもはぐくみ医療費市町村制度が大きく変わります。それに伴い、県下でも12月議会にて、これに関連する質問が市町村議会で多く取り上げられています。

まずは、本市の医療費負担の動向を伺いたいと思います。

1点目、過去3年の市の医療費負担はどのようになっているかについて、稲井健康福祉部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき後藤議員の代表質問5問目、あわっ子はぐくみ医療費についての1点目、過去3年の市の医療費負担はどのようになっているのかのご質問について答弁をさせていただきます。

あわっ子はぐくみ医療費助成は、県の子どもはぐくみ医療費助成の助成要件に市独自の上乗せを行い、対象年齢を18歳の年度末まで延長し、所得制限を撤廃、入院、通院にかかわらず自己負担なしとし、子どもが安心して医療機関を受診できるよう、他市に先駆け、制度を拡充しております。そのうち、県の子どもはぐくみ医療費助成の助成要件である中学3年までの子どもについては、医療診療分の2分の1が県から補助金として交付されております。

議員ご質問の過去3年間の医療費負担についてでございますが、令和2年度の延べ助成件数は8万4,172件で、支出総額は約1億4,700万円、そのうち県補助金は約5,000万円、市負担額は約9,700万、令和3年度の延べ助成件数は8万8,907件で、支出総額は約1億5,300万円、そのうち県補助金は約5,300万円、市の負担額は約1億円、令和4年度の延べ助成件数は8万4,344件で、支出総額は約1億4,700万円、そのうち県補助金は約4,800万円で、市負担額は約9,900万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 稲井健康福祉部長より答弁いただきました。

他市に先駆けた制度を拡充した点などは、私も県のはぐくみ医療費市町村制度の概要を見ても分かりました。市の医療費負担額は、年間約1億円前後であることも分かりました。

再問として、県の支援拡充で生み出される財源について伺いたいと思います。

1点、県の支援拡充で生み出される財源を新たな子育て施策にどう有効活用するのかについても、稲井健康福祉部長より答弁いただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） はばたき後藤議員の代表質問5問目、あわっ子はぐくみ医療費についての再問、県の支援拡充で生み出される財源を新たな子育て施策にどう有効活用するのかのご質問に答弁をさせていただきます。

県は、令和6年4月1日診療分から制度を拡充し、対象年齢を3歳引き上げ、18歳の年度末まで延長し、所得制限を撤廃、入院の際の自己負担分を免除することが決定しており、県の子どもはぐくみ医療費助成事業が拡充することによる令和6年度県補助金見込額は、過去3年間の実績から試算いたしますと1,000万円以上の増額になると見込んでおります。

そこで、本市においては、令和6年4月の阿波市こども家庭センター開設に合わせ、子ども連れでも安心して市役所を利用できるよう、キッズスペースを拡充するとともに、授乳とおむつ替えができる設置型ベビーケアルームの導入を予定しており、来年度以降増額が見込まれる県補助金を前倒し、活用するとともに、稲井洋様からの寄附金と併せ、整備を行うため、今定例会において補正予算を提案させていただいております。

この子どもはぐくみ医療費助成は、今後も引き続き実施されることから、本市においてはより効果的な子育て支援に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 稲井健康福祉部長より答弁いただきました。

県補助金の見込額は、1,000万円以上の増額になる見込みとなりました。有効活用の点では、稲井洋様からの寄附金と併せ、キッズスペースの拡充や設置型ベビーケアルームの整備を予定しているとのことで、来年の阿波市こども家庭センター開設に間に合うように期待しております。

健康福祉部関係では、有効な活用を答弁していただきましたが、割と大きな財源でありますので、他の部署でも子育て施策として有効活用ができるものと思います。例えば、先ほど質問させていただきました入学祝金、もしくはリュックサックの無償支給なども一案だと思います。

再々問として、同じ質問にはなりますが、県の支援拡充で生み出される財源を新たな子育て施策にどう有効活用するのかについて、市長が思い浮かべている施策を答弁していただければと思います。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） はばたき後藤議員の代表質問の5問目の再々問、県費のかさ上げによって浮いてくる財源をどのように利活用するかということに答弁させていただきます。

本市は、これまで子育てするなら阿波市ということで、昨年4月1日には行政だけでなく、子育て全体を阿波市全体で支えていくという阿波っ子条例も制定しております。これまでもいろんな、ハード面では幼保連携型の認定こども園、放課後児童クラブなどを代表的にいろんなものを整備して、ソフト面では出産祝金、入学祝金、様々な経済的な負担を実施してまいりました。その中には、県下で先駆けてあわっ子はぐくみ医療費助成も実施しております。

こういった中で、この流れの中でいろんな子育て世帯のニーズっていうのは変化していると思います。こういったことで、今回の後藤議員の代表質問を聞いておりましたら、子育て対策に対する熱い思いも感じられました。ということで、市議会議員のいろんな提言も含めて、子育て関係者のいろんな意見も踏まえまして、より成果の出る子育て支援対策

っていうのに利活用をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

以上、答弁とします。

○議長（笠井一司君） 後藤修君。

○8番（後藤 修君） 市長より前向きな答弁をいただきました。

子育てするなら阿波市、このフレーズを変わりなく続けられるような政策を期待したいと思ひます。

これをもって今回の私の全質問を終わりたいと思ひます。

○議長（笠井一司君） これではばたき後藤修君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、阿波みらい三浦三一君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい三浦三一君。

○20番（三浦三一君） 議長の許可をいただきましたので、議席番号20番、阿波みらい三浦三一、ただいまから代表質問をさせていただきます。

今回の質問は、県が管理する河川の整備についてと市道の整備についての2点を通告していますので、順次答弁をお願いいたします。

まず、1点目の九頭宇谷川の河川整備について質問をいたします。

近年、全国各地で地球温暖化が原因と思われる台風の大型化や、偏西風の蛇行による梅雨前線の長期停滞や、線状降水帯の発生による大規模な河川氾濫や土砂災害が多く発生するなど、各地で甚大な水害が頻繁化しております。

今回質問いたします九頭宇谷川は、土成町浦池を源流といたしまして、吉野川に流れ込む全長が約5キロメートルの県河川の一つであります。この河川に架かる東池田橋から吉野川合流部分につきましては、コンクリートの3面張りにより整備されております。東池田橋から上流の県道土成徳島線までの区間は順次整備していただいております。また、河川は草や木などが生い茂り、付近の住民は安心して生活ができない状況でありましたが、きれいに掃除をしてくれ大変喜んでおります。

なお、近年の想定外の自然災害を考慮いたしますと、吉野川との合流点の河口部分に竹や木などが生い茂り川の流れを邪魔するおそれがあることから、地元からお願いし、おとし9月、九頭宇谷川の左岸側を切り落としていただいております。しかしながら、右岸側についてはまだ手つかずの状態で、竹やぶなどが生い茂り流れを邪魔するおそれがあることから、左岸側と同様に伐採などによる河川整備を早急に対応する必要があると思えます。

地域の住民の生命、財産を守り、安全で安心できる地域の構築のため、早期に対応する必要があると思えますが、現在の整備状況についてをお聞きしたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の1問目、県管理河川の整備について、九頭宇谷川の河川整備についてのご質問に答弁させていただきます。

議員のお話にもありましたが、近年の気候変動の影響により台風の巨大化、線状降水帯の発生などにより全国各地で水害が頻発化、激甚化しており、治水対策の重要性が高まってきているところです。議員ご質問の九頭宇谷川は、議員お話しのとおり延長約5.2キロメートルの県が管理する一級河川です。本河川は、河底が堤内地盤より高い天井川であり、氾濫による甚大な被害が想定されることから、県において河道拡幅及び堤防強化が実施され、現在は計画的に護岸老朽化対策を進めていただいております。

あわせて、洪水を安全に流すため、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用し、即効性の高い樹木伐採を昨年度実施していただいております。

加えて、議員お話し吉野川との合流部の木竹などにつきましては、国が管理する河川区域であることから、河川管理者である国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所に現状を確認していただき、おとしに九頭宇谷川左岸側の樹木伐採を実施していただいております。一方、九頭宇谷川右岸側につきまして国に改めて確認したところ、現地進入路整備など施工が困難な現場状況であり、工事実施に向けた予算も確保できていないため必要な予算要求を行うと伺っております。

本市といたしまして、九頭宇谷川をはじめとする河川整備は市民の皆様の安全・安心を確保するために不可欠なものと認識しております。今後も河川に対する対策につきまして、河川管理者に対し適切に要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） 九頭宇谷川の河川整備につきまして、災害に強いまちづくり、安全・安心して暮らせるまちづくりを計画的に推進するために、県当局並びに国土交通省へ継続的な要望の働きかけをお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、舗装が傷んでいるが市の取組はについて質問をいたします。

本市の市道について、ほとんどの道路は舗装をされていると思います。市内の舗装状況につきましては、毎年順次、計画的に舗装工事をしていただいていると思いますが、4町の道路の状況は様々であると思います。吉野町においても合併以前に舗装工事をしていただき、その後舗装、修繕がされていないことから舗装の状態が悪いところが多く見受けられます。通行に支障を来しています。

最後に、最近私も健康のために、家から近所を歩くようになりました。車で走っていると気がつかなかったことが、実際道路を散歩してみると、想定以上に路面にひび割れやくぼみがあることに気づきました。先日も、市民の方から大野神団地の西側を南北に走る道路の舗装をしてくれるように市に要望していただきたいとお話がありました。それ以外にも舗装が傷んでいるところはあるものですが、私も気がついたら建設課に連絡をし、現場確認をしていただいたことが何度もあります。比較的小さい穴は、建設課の維持管理担当者が応急処置的穴埋めをしていただき、素早い対応に感謝しております。

そこで、傷んでいる舗装について市民の方々に要望を寄せられていると思うが、市の取組と状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 阿波みらい三浦議員の代表質問の2問目、市道の整備について、舗装が傷んでいるが市の取組はのご質問に答弁させていただきます。

市が管理する道路の総延長は約1,078キロメートルで、そのうち約9割が舗装された道路となっております。

議員お話しのとおり、近年、住宅周辺の地域に密着した市道の多くで交通状況の変化や経年劣化、また道路埋設物などにより路面のわだち掘れやひび割れが発生し、市民の皆様から舗装修繕についてご要望が寄せられております。寄せられた要望箇所につきましては、職員が現地調査を実施し、安全性、老朽度合い、利用状況、修繕箇所の範囲の規模や路面状態の健全の度合いなどを考慮し、優先順位をつけ順次対応しております。舗装修繕につきましては、毎年度確保された予算を有効活用し、より多くの箇所に対応できるよ

う、全面的な舗装修繕に加え、路面状況を判断した部分的な修繕についても行っており、さらに事故発生危険性がある場合には現場職員が現地に駆けつけ、緊急的に路面の穴埋めを行うなど現場に応じた柔軟かつ機動的な対応を実施しております。

今後とも、市道の現状把握に基づく計画的な舗装修繕に努めるとともに、市民の皆様からの要望も踏まえ、現地に応じた適切な道路管理に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 三浦三一君。

○20番（三浦三一君） ありがとうございます。

ただいま高田部長に答弁をいただきました。

高田部長からは、市民の方から住宅周辺の地域に密着した市道の要望が多く寄せられて、職員が現地に出向き調査をし、道路面の状況を考慮し優先順位をつけ順次対応しているということが分かりました。また、舗装修繕予算を有効活用し、多くの場所に対応するよう、配慮していただいていることが分かりました。

最後に、道路は市民の毎日利用する生活に一番密着しております。市民が安全・安心に通行できるよう適切な市道管理をお願いし、これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで阿波みらい三浦三一君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をやらせていただきます。

午前中の代表質問で、木村議員がごみ処理問題について広く質問されました。私もごみ処理問題についての質問でございますが、多少かぶるところがございますが、人が変われば質問も少し違うかと思っておりますので、ごみ処理問題について質問させていただきます。

ごみ処理については、職員の方もほとんどの方が素人であろうし、我々議員も実はもう

20人全員と言っていいぐらい素人でございます。そこで、先月ごみ処理の専門家を呼んで勉強会をしました。呼んだお方は、株式会社クボタで廃棄物処理一筋にこられた方でございます。退職後は、国立環境研究所で客員研究員として10年間勤められた方でございます。ごみ処理問題を研究し、社会にまた提言もされておられる方でございますので、客観的な見方でいろいろと指導をいただいたところでございます。

その方の話では、我々が進めている微生物発酵乾燥方式というのは、非常に自然に優しい処理方式だと。ダイオキシンが処理場の近くでは出ないということで、しかも石炭とか重油とかの化石燃料を使わないということで、自然循環型の処理方式でないかということで、比較的よい評価をいただいたところでございます。

ただ、その中でいろんな焼却炉方式と比べて問題点も指摘されました。

本来、微生物発酵乾燥方式は、通常の焼却方式、例えばストーカ方式等に比べ、圧倒的に機器点数が少なく済むと。ごみピット、灰ピット、大規模な基礎構造などは不要であるため、土木建築も簡素で済む。結果として、建設費は焼却施設に比べて大幅に安くなる。それから、運営、維持管理です。運営についても、人手が必要なのは昼間だけで、夜は自動運転であり、人件費が安くつく。ということで、トータルでは、一般の焼却方式に比べて建設費も安いし、以後の運転管理費も安くつくのが売りであるということを教えていただきました。

その中で、我々が進めている処理施設は少し高いのではないかと。他の同じぐらいのトン数を処理する炉に比べて、本来安くなければいけないのが、焼却炉並みか、少し高いように思う。もう少し研究してもよいのではないかというような指摘も受けました。ただ、ここ2年ぐらい物価が非常に予想せんぐらい高くなっておりまして、ウクライナ問題もあって、外国から入ってくる機材も高くなってるというちょっと難しい時期でもありますので、我々の施設も当初の計画から、計画は約38.5億円だったんですが、今約73億円という建設費を設計で出していただいておりますということで、比較しにくいところもあるんですが少し高めだねっていうような話は受けました。

そこで質問でございますが、燃料化方式は一般的なごみ焼却施設と比較して建設費、運営費とも安いのがメリットだが、当施設の建設では逆に高くなっているとのごみ処理専門家の見解があると。経費を精査してはどうかという質問をいたします。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 吉田議員の一般質問。吉田議員からは、燃料化方式が一般のご



み焼却施設より建設費が高額になっているのではないかと。ご指摘に対しまして、建設費につきましてお答えをさせていただきます。

本市令和2年度第4回定例会でお示しをいたしました建設費約38億5,000万円につきましては、民設民営で建設、運営されておりますごみ処理施設の建設運営費を参考として積算を行っているため、公設で実施することと比較いたしまして安価な想定建設費になったのではないかと、このように現在判断をしております。

現在お示しをしております約73億円の事業費は、本市阿波町東長峰を建設予定地として建設の基礎を含めた建築物やごみ収集車の洗車場建設、ごみの選別、処理、固形燃料の製品化に至るまでの必要な機能を盛り込み、物価の急騰状況を踏まえた上で費用を見積り、算出したものでございます。

なお、新ごみ処理施設整備事業の債務負担行為限度額を73億円として財源内訳をお示しをいたしますと、国からの交付金が21億9,000万円、地方債が44億8,950万円、一般財源といたしまして6億2,050万円と見込んでございます。一般財源6億2,050万円を、建設時に1市2町が負担することとなります。議員ご指摘のとおり、発注の際にはしっかりと照査をして発注してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 副市長から、るる説明はいただきました。

その専門家の意見では、焼却炉並みの建設費がかかる予定だと、まだそれよりは高いぐらいであると言いながら、応札者が一件もなかったっていうところに難しいところがありますよね。高めの設定と思うんですが、それでも応札者がいないということは、物価の値上げが2年間であまりにもひど過ぎて、20年の運営も見通せないということで、一社も業者が来てくれなかったんだろうと思います。あんまり経費についても詰めるっちゃうこともしにくいような状況になっております。しかしながら、全額市民の税金、それから国費も費やすっていうことで、強気な方向で足元見られる状態かどうか知りませんが、しっかりした入札に対処していただきたいと思います。

それから運営費も20年間で99億円と見込んでおりますが、それについても、これは人っていうのは昼間はいても夜は自動運転でできるそうなのでございます。火を扱ってるとそうもいかないってことで、我々が使ってる熔融炉は24時間体制で人員が配置されて

おりますが、夜は微生物が発酵しておりますので、空気さえ注入しておれば発酵するって  
というようなシステムになっておりますので、昼間は人手が要っても夜は要らないそうで  
ございますので、運営費コストも普通は安くなるのが当たり前ってというような話も聞いてお  
ります。その辺、ひとつ運営についてもじっくり見直しして、業者と対応していただきた  
いと思います。

今、入札不調からもう1年以上過ぎました。市民から見ていると、話が止まっとるなっ  
てというような声ぐらいしか聞きません。新聞発表でも何をしているのかなというような書  
き方をされまして、我々も聞かれるんですが、今、ごみ建設に向いて何をされよんだらう  
かと聞かれても、私も答弁できないような状況でございます。水面下でいろいろやってい  
るんかも分かりませんが、その点、入札不調から1年以上経過しましたが、再入札に向け  
て現在どういった課題に努力されているのか、お聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 吉田議員の再問でございます。

入札不調から1年以上経過したが、再入札に向けて現在どのような課題に努力されてい  
るのかというご質問にお答えを申し上げます。

新ごみ処理施設につきましては、用地買収ではなく、長期間の賃貸借契約で行うとして  
方針を定め、事業を進めております。そのため、賃貸借料を算定するため、現在基礎資料  
とする不動産鑑定を実施をしているところでございます。その成果金額に基づきまして、  
長期間の賃貸借契約書を作成し、双方合意のもと、契約の締結を行ってまいります。その  
後、造成工事と並行して、運営方式を公設民営から公設公営に変更として入札を実施し、  
施設建設を行ってまいりたいと、このようなスケジュールで臨んでまいりたい、このよう  
に考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 副市長からは、現在借入れする用地の不動産鑑定を不動産鑑定  
士に頼んでいるというお話でございます。

2社の不動産鑑定士会社に頼んでいるっていうお話を副市長からこの間いただいております。  
この庁舎建設に当たっても、2社に委託して不動産鑑定をしておるということでござ  
います。客観的な相場が出るんじゃないかなと思います。それによって、賃貸借契約を  
結ぶということでございます。正確を期していただきたいと思います。

それだったら、もっと早く入札に入ってもいいのかなと思ったんですが、もう1年以上

何をしようかというのが正直な市民や我々議員の見方でございます。それ以外に何かまた詰めていることもあるのかもしれませんが、現在は不動産鑑定士によって鑑定されるのを待っているという状況でございます。こういった問題も含めて、去年の入札不調から1年超えるっていうのは、何をしているのかなっていうのが正直なところでございます。市長が交代したっていうのもあるかも分かりませんが、今の町田市長も当時副市長で補佐されておって、事情は我々どころでなく非常に詳しい方だと思います。市長は行政のプロであろうと自他ともに私も認めるところでございますが、ごみ処理に関しては我々議員同様、まだ素人ではないかなと思います。こういった20年に一度のごみ処理建設に当たっては、黒い職員もいないし、議員も素人ばかりでございますので、本当を言えばその道のプロ、餅のことは餅屋に聞きなはれっていうこともございますが、やっぱりごみ処理のアドバイザーがあったほうが進むんが建設推進にも早いんじゃないかなと。素人ばかりの理事者側と議員側ですので、1年余って再入札もできずにきたのかなと私自身も反省しておるところでございます。

そういったことで、今後進行に当たってその道のプロに支援してもらったらどうかなっていうんで3番目の質問でございます。ごみ処理に関して、実務経験豊富な有識者を中央広域環境施設組合のアドバイザーとして支援していただいたらどうか。そのほうが正確な仕事が早くできるんじゃないかなと思っておりますが、市長いかがでしょうか。

○議長（笠井一司君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1問目の再々問、ごみ処理に関して実務経験豊富な有識者を中央広域環境施設組合のアドバイザーとして支援していただいておりますかについて答弁させていただきます。

先ほども、吉田議員の言われました中央広域環境施設組合新ごみ処理施設の建設に当たりましては、昨年度の入札時、結果として不調になったわけなんですけど、その際には新ごみ処理施設の整備運営事業に係る事業者選定委員会を設置し、学識経験者として大学より環境防災分野と応用微生物学の有識者各1名、いわゆる2名に加わっていただきましてご助言をいただいております。

議員ご提案の、ごみ処理に関して実務経験豊富な有識者を中央広域環境施設組合のアドバイザーとして頼んではどうかということにつきましては、本市だけでは決定することができませんので、必要に応じて板野町、上板町、構成町である2町と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 市長からは、必要に応じて2町の町長ともまた相談していききたいという答弁でございます。

建設費73億円と運営費が20年間で99億円も予定しております。170億円からの税金を使うんで、議員もそうですけど、素人集団でコンサル任せで、コンサルが提案してきたのをチェックできるかっていったら非常に難しいと思いますよね。やっぱりコンサルが提案してきたものをまたチェックできるぐらいの体制が理事者にも議員にもなければ、市民や国民の税金を妥当に使うとかできないと思います。その辺は市長も多分、法的なものは弁護士に聞いたりってことで市の運営もされてると思うんですが、ごみ問題の専門家を1人でも2人でも相談人に置いて相談かけたほうが税金の妥当な使い方ができるんじゃないかなと我々も思いますけど。チェックしようにも我々も材料が少ないんでチェックもできない素人でございますので、それを企画する職員も管理者も素人でございますので、非常に危惧しております。170億円の税金を使うに当たっては、その辺ひとつ、後の時代からちょっとぬかっとなと言われたいような契約や運営の仕方をしていただきたいと思います。ということで、ごみ問題は市長が環境組合の管理者でございますので、大いに慎重にやっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

農地法の運用についてということで質問してございます。

農地法3条の農地取得時における下限面積要件が今年4月1日より全国一斉に撤廃されたが、その趣旨と本市のこれまでの経過はどうか。また、農地転用に関わる農地法4条、5条の権限移譲を県は市町村へ進めている、これは全国的な流れでございますが、県下8市の状況と本市の方針はいかがかということで、農業委員会の事務局長に質問してございます。

下限要件というのは、阿波市は40アールに設定しております。農地を持ってない者が新たに農地を買おうとすれば、4反以上でないと取得できないというのが阿波市の状況でございます。全国、都府県では、平均下限面積が50アールとなっておりますが、ただし農業委員会で決められるということで、4反のところもあれば3反のところも、下限面積はございます。北海道は広くて、2町が下限面積で、北海道で農地を買うなら、持ってない者は最低2町以上でないと買えないというようなことでございます。

農地法っていうのは昭和27年に施行されておりますので、もうこれが71年続いております。戦後の食糧が足りない時期に、国民の食糧を賄うのは優良農地でなければいけないってことで、優良農地が宅地とか工場用地に虫食い状態にならないように、優良農地は農地で集団で維持できるようにということでこういう下限面積もできたんだろうと思います。

今年の4月1日に、全国一斉にこの下限面積が撤廃された。実は去年私も、徳島市内から阿波市へ空き家であって農地がついてるものを買いたいので、どっか知り合いございませんかって相談を受けたんですが、阿波市で初めて農業をする、農地を買うんだったら4反以上まとめて買わないと買えませんよと、農業委員会の許可がありませんよということで案内したところ、ちょっとこれはできんなっちゃうて諦めた経緯もございます。

この頃、4反以上の広い農家を進めるっていうような方針で国も来たんでございますが、農地をかって農業しようかって人がなかなかもう少なくなりまして、広く作付を増やしている方もほとんどの方が借入れで増やすっていうような状況でございます。借入れで増やして、年を取って農業ができなくなったらまた地主に返したらええでないかと。そのほうが一番自分の子弟にも迷惑かけないで済むというようなやり方で、借入れで増やす方がほとんどであって、逆にもうこっちで親が亡くなって都会で暮らしている地主も結構増えております。だから、阿波市の農地をもう売りたい、都会でゆっくり暮らしたいっていうような方も増えてるようでございます。

一方で、先ほどの話ではないですが、市外から阿波市へ来て農業をやりたい、農業が好きだという方も意外とおります。町内においても、農業を健康のために、いや楽しみでやりたいけど、農地は買えないっていうのを初めて知りましたっていうことも多うございます。

ところが、そういったこともあって、耕作放棄地が増えていっているような時代に、多分国のほうも農業をやりたい方、好きな方にはやってもらうようにっていうことで下限面積を撤廃した。もう5畝でも1反でも農業やりたい方はやれるよっていうようなことにしたんだろうと思いますが、その点について、改めて農業委員会の事務局長から下限面積撤廃の趣旨、それから4月からこれまででございますが何か動きがあったかどうか、局長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 相原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相原繁喜君） 吉田議員の一般質問の2問目、農地法の運用につ

いて答弁をさせていただきます。

高齢化が加速する中、農業従事者数は減少しており、遊休農地の解消をはじめ、多様な人材に農業に従事していただくため、あるいは経営規模の大小に関わらず意欲を持って農業に参入する方に農地の利用を促進するため、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律により農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から農地取得に係る下限面積要件が廃止されました。

これを受け、本市農業委員会が設定しておりました農地取得に係る下限面積40アールにつきましても、令和5年4月1日に廃止したところでございます。

一方、農地の権利を取得するためには、権利を取得する者などが保有している農地の全てを効率的に利用するための機械を確保すること、農作業に常時従事すること、農地の集団化や農作業の効率化などに支障がないことなど、農地法第3条第2項各号の要件はこれまでどおり満たす必要があり、例えば資産保有目的、投機目的などの方には農地取得に係る許可は認められないこととなっております。

次に、本市のこれまでの経過についてですが、下限面積の廃止により農地を取得した例を挙げますと、空き家対策事業などにより宅地と農地を購入する方、退職され農業を始める方、近隣の農地を購入し家庭菜園を始める方、新規就農者の方など、農業に意欲ある方なら少しの面積でも購入することができるようになりました。

次に、農地法第4条、5条に係る権限移譲についてですが……。

○議長（笠井一司君） 答弁の途中ですけども、小休いたします。

午後1時51分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（笠井一司君） 再開いたします。

○農業委員会事務局長（相原繁喜君） 以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 局長失礼しました。質問ちょっと2つに割ったほうがいいと気づいて、途中から割らしてもらいましたので、前半のほうありがとうございました。

阿波市のほうでも、早速4月から下限面積撤廃によって農業をやりたい方が小規模ながら買って農業を始められた方がおられるということで、放棄地が増えるよりかはこのほうが良いなど。意外と農業をやりたい、家庭菜園を作りたいという方が結構おられますので、そういった方に道を開いたなと思います。これも時代の要請かなと思って、私もまた

紹介していきたいと思います。

その次の質問でございますが、農地転用に関わる農地法4条、5条の権限移譲を県は市町村へ進めているが、県下8市の状況と本市の方針はいかがかということで、2問目に質問をいたします。

自分の農地を宅地とかガレージとか納屋に転用する場合は農地法の4条でございますが、自分の農地を他人に売ると同時に宅地に変えたいというような方、あるいは駐車場に変えたいという方は農地法5条で審査されるようになっております。これも国のほうから宅地転用は県知事の許可になっておりますので、阿波市の農業委員会へ農地転用を申し出た場合は、阿波市の農業委員会で審議して意見書をつけて徳島県知事に上申すると、それで知事が許可するかしないかを決めるというような状況でございます。それを地方に権限移譲すべきではないかというような案件が結構ある中で、農地法4条、5条の農地転用も県知事から地方の首長または地方の農業委員会に移譲してはどうかということで全国的に動きはあるんでございますが、かなり大きな問題で、全国で調べても地方の首長や地方の農業委員会に権限移譲している団体はまだ3分の1ぐらいだったかな、まだ少ないような状況でございます。どちらがいいか、これ難しい問題ですが、県内の状況、それから本市の方針を農業委員会局長にお聞きいたします。

○議長（笠井一司君） 相原農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（相原繁喜君） 吉田議員の一般質問の2問目、再問の農地法第4条、5条に係る権限移譲について答弁させていただきます。

所有者が自ら農地を転用する場合の農地法第4条、農地の権利を取得すると同時に転用する農地法第5条につきましては県知事の許可となりますが、権限移譲されますと本市農業委員会が許可することになります。現在、県内の8市の中で権限移譲を受けているのは徳島市、鳴門市、阿南市、吉野川市、三好市の5市、権限移譲を受けていないのは阿波市、小松島市、美馬市の3市でございます。

本市に関係する農地法第4条、5条に係る申請件数は県内で最も多く、現状の執行体制では事務執行に支障を来すのではとの懸念もあることから、権限移譲につきましては、その他の課題も十分考慮しながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 県内8市の中で5市が権限移譲を知事から受けていると、あと

受けていないのは阿波市、小松島市、美馬市の3市であるというような答弁でございました。県内の町村においては、ほとんどの町村がまだ権限移譲を受けていないというような状況でございました。

五、六年前でしたか、県南のある自治体で、知事から権限を受けている農業委員会で優良農地の中に資材置場をしたいということで農業委員会の許可を受けて、実際は太陽光発電がどんどんできてしまったということで、これは農地法の適用を間違ってるんじゃないかということで農政局のほうから大きな指導を受けまして、テレビ、新聞でも、県内でにぎわいました。その上にまだ、農業委員にお世話になった方が何かお礼をしたということで贈収賄罪にて農業委員が逮捕されるというような事件も起こっております。地元の農業委員会で農地転用するっていうのは非常に大きな権限を持つようになりまして、農業委員が農地法に基づいて果たして客観的に公正に権限をすることができるか、大きな課題があります。

阿波市の場合は、農地転用の申請が阿波市の農業委員会に上りますと農業委員会で審議されて、その結果の意見書をつけて県知事のほうへ上申してると。それによって県知事が許可するものもあれば、ちょっとおかしいというんで許可しないものもあるということで現在きているというような話を聞いております。いわゆる二重のチェックができるということで阿波市の場合は堅実なやり方をやってるなっていう印象はございます。五、六年前の南の地方自治体では、権限を移譲を受けたばかりにちょっと農地法に沿わないやり方をしてしまって逮捕者も出たと。優良農地が何よりも虫食い状態になって、農家が消毒するんでも、コンバイン使うんでも、トラブルができるというようなこともございます。権限を地方に移譲する場合の、地域を知ってるのは地元の農業委員が一番知ってるんですが、頼みに来るのも地元の方であって、厳正に対応しにくい場合もあると。これが過ぎると南方の地方自治体のように農業委員の逮捕者まで出るというようなこともございますので、その辺はひとつ農業委員の中でもしっかり対応していただきまして、事務局の支援体制もあるとは思いますが。農業委員はまた3年、3年で替わっていくものがございますから、事務局もしっかりした体制も取らなければ間違いのもとでございます。

何よりも農地法っていうのは、国民の食料を守る、優良農地を残していくってことでございますので、宅地も必要でございますが、そういったところをひとつ虫食いに優良農地がならないような方向で検討していただけたらと思います。

ということで、以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。



○議長（笠井一司君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に、11番笠井安之君の一般質問を許可いたします。  
11番笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 本日最後の質問でございます。お疲れのところ、あと少しお付き合いをいただきたいと思います。それでは、初めの質問をいたします。

国民健康保険加入者の特定健診についてお伺いしたいと思います。

平成20年度から40歳以上75歳未満の方を対象に、特定健診、特定保健指導が行われています。これは近年増加している糖尿病や高血圧症などの生活習慣病になる前に健康に気を配り、生活習慣の前段階であるメタボリックシンドロームを予防、改善しようとの取組の一つであります。特定健診は健診の対象となる方が加入している医療保険が主体となって行われています。私どもが加入している国民健康保険においては、毎年7月に黄緑色の封筒で特定健康診査受診券が同封された案内状が送付されております。健診の内容は、身体測定として身長、体重、腹囲、血圧測定、血液検査、血糖、脂質、肝機能など、尿検査として尿糖、尿たんぱくなど、その上に問診がございます。このほかに、基準に基づき医師の判断で眼底検査などが行われることがあります。

私も歳を重ねるにつれて健康に気を遣わないといけないと思い、毎年、特定健診または日帰り人間ドックを受診しております。特に、高血圧や脂質異常、高血糖などが原因となるメタボリックシンドロームの状態になると動脈硬化が進み心臓病や脳卒中などの重大な病気や糖尿病になりやすいと言われておりますので、健診はとても重要だと考えております。

しかし、阿波市におけるこの特定健診の受診率がなかなか伸びてこないとの話を担当課から聞いております。国保医療課や健康推進課は、いろいろとあの手この手で受診率の向上を図っていただいておりますが、思うように受診率が上がらないようであります。

そこでまず、国民健康保険加入者の過去3年における特定健診の受診状況についてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の1問目、国民健康保険加入者の特定健診についての1点目、国民健康保険加入者の特定健診受診状況はどのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

特定健診につきましては、平成20年4月施行の高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務づけられた健康診査でございます。

特定健診の特徴は、内臓脂肪型肥満、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病、ひいては生活習慣病が重症化し起こる心筋梗塞や人工透析等の予防を目的としています。

特定健診の対象は、40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者で、通院中の方も対象となります。

受診については、徳島県内428か所の指定医療機関での個別受診と、阿波市が年10回実施する集団健診に加え、国民健康保険日帰り人間ドックがあり、これら全てに特定健診の項目が含まれています。

議員ご質問の本市の過去3年間の特定健診の受診率でございますが、令和2年度は対象者数6,556人に対し、受診者数は2,363人で、受診率は36%、令和3年度は対象者数6,394人に対し、受診者数は2,340人で、受診率は36.6%、令和4年度は速報値となりますが、対象者数6,102人に対し、受診者数は2,259人で、受診率は37%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 岩野市民部長よりご答弁いただきました。

ご答弁では、阿波市の過去3か年の国民健康保険加入者の特定健診受診率は、令和2年度は対象者数が6,556人に対し、受診者は2,363人で、受診率が36%、令和3年度は対象者数6,394人に対し、受診者は2,340人で、受診率36.6%、令和4年度は速報値ではございますが、対象者数は6,102人に対し、受診者は2,259人で受診率37%となっているとのことでありました。

この3年間で受診率は対象者数の36%から37%ほどと、ほぼ横ばいの状態であります。この間、受診されていない対象者に再三の受診案内を出していただいているにもかかわらず、受診率の向上には至っていない状況となっております。この受診率が向上しない理

由はどこにあるのか、私なりに考えてみました。

1つ目は、60歳を超えると誰もが何らかの病気を持っていることが多く、かかりつけの病院や診療所に通っていることが多いと思います。そして、診察に行くと身長や体重、血圧や血液、あるいは尿検査と、いろいろの検査をすることがあります。そのため、わざわざ特定健診を受診しなくても似通った検査が行われていることから、特定健診を受診しない方もいるのではないかと考えております。

高齢者にとって本当に受けたい検査は、脳の血管が詰まっていないかとか、自分の血管年齢はどれぐらいか、また女性なら乳がんや子宮がん検診など、受けたい検査はたくさんありますが、個人が専門病院へ直接行って検査を受けると費用もかかるため、年金生活者等には非常に負担が多くなります。ただし、胃の内視鏡検査については、健康推進課のほうで発行するクーポン券を利用すると、4,100円が2年に1回は補助されるとのことであります。

2つ目は、対象者が自分の健康に自信を持っており、自分は大丈夫だと過信していることが考えられます。このような方には、自覚症状例を挙げて、症状に思い当たる事柄があったら早めに健診を受診することを進めるような方策も考えていくことが必要ではないでしょうか。

今後、特定健診の受診率向上を図っていくためには、制度上なかなか難しいとは思いますが、市が思い切った健診内容の見直しをするとともに、付加検診の項目についても何らかの負担をすることが必要だと考えております。

そこで再問として、特定健診の受診時に付加検診を受けた場合の、阿波市独自の負担軽減を行ってはどうかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の1問目の再問、特定健診の受診時に付加検診を受けた場合の阿波市独自の負担軽減を行ってはどうかについて答弁をさせていただきます。

特定健診につきましては、多くの疾病の要因となる生活習慣病の予防の観点から法律により実施が義務づけられており、より多くの方に受診していただけるよう、医療機関窓口での被保険者の直接的な負担を県下一律1,000円としております。

また、特定健診に係る検査項目に加え、より多くの項目を一度に効率的に検査することのできる日帰り人間ドックについても支援させていただいております。さらに、特定健診

において糖尿病の可能性があると判断された場合には、その後の追加検査について自己負担なく受けていただけることとしております。

議員お話しの特特定健診時における付加検診の負担軽減につきましては、国民健康保険が被保険者の方から納付いただく保険税などを財源として効率的かつ安定的に運営していく必要があること、加えて保健事業を運営する保険者として、身体の状態がより確認できる人間ドックの受診を推奨していることなどを踏まえ、今後、特定健診の受診者のニーズなどを十分把握させていただきながら、被保険者の方への支援を検討してまいりたいと考えております。

被保険者の方の健康の保持、増進につきましては、非常に大切であると同時に、国民健康保険事業の安定運営においても重要であると考えており、身体の状態を早期に確認できる特定健診をはじめとする検診については、より多くの方に受診していただけるよう引き続きしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 岩野市民部長のご答弁では、阿波市も特定健診の個人負担を軽減するため県下一律1,000円の負担としている、また人間ドックについても支援をしているとのことでありました。また、特定健診において糖尿病の可能性があると判断された場合には、自己負担なしに追加検査を受けることができるとのことでありました。

特定健診時における付加検診の負担軽減については、保険税などの財源を考えると難しいのではないかとの見解と受け取りましたが、今後、特定健診の受診者ニーズを十分に調査して保険者の方への支援を検討していくとのことでありましたので、大いに期待しておきたいと思っております。

人間ドックについての本人負担額については、ご答弁の中にありませんでしたが、私が調べた結果、阿波病院の隣にあります徳島県農村健康管理センターが胃のバリウム検査か胃カメラ検査どちらかを選んでも1万9,200円、とくしま未来健康づくり機構徳島県総合健診センターでは胃の検査についてはバリウムのみの検査となっており、検査費用は2万4,750円のところ9,100円となりますが、胃カメラ検査は別途費用が必要になるということでありました。そのほか負荷検査や脳のMRI検査など追加すれば1回の個人負担はかなり高額な検査費用が必要となってまいります。

やはり、この特定健診受診率を向上するためには、今までのような対応でなく、もう少

し市の助成を増額し、人間ドックとの選択肢を広くしていかないと大幅な受診率の向上は到底望めないのではないかと思います。

市民の健康増進を図るためには、従来の受診方法の改善と検査内容の見直しと検査経費の軽減が必要だと考えます。特定健診の検査項目については、全国的に統一されたものであると思うわけですが、人間ドックとも絡めながら被保険者の負担軽減をお願いしたいと思います。

そこで再々問として、今後の特定健診の受診率向上に向けた取組をどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 笠井安之議員の一般質問の1問目の再々問、今後の特定健診の受診率向上に向けた取組をどう考えているのかについて答弁をさせていただきます。

現在、特定健診の案内につきましては、ホームページや広報紙などへの掲載による周知を行っており、さらに特定健診の未受診者に対しましては、電話やはがきによる受診勧奨に加え、令和5年度から「受けようだ！特定健診1年に1度の健康チェック」と題したパンフレット及びポスターを、市内の医療機関や公共施設等の協力を得て掲示していただき、合計100施設で啓発を行っています。また、このパンフレットとポスターにはQRコードを添付しており、そこから集団検診の日程を確認することができます。

本市の特定健診の受診率は、先ほどご説明させていただきましたとおり、徐々にではございますが上向いているものと認識しております。受診率の向上は、病気の早期発見や加入者の健康寿命にもつながることから、今後も特定健診の重要性を十分周知し受診率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 岩野市民部長にご答弁いただきました。

現在、市では特定健診の案内はホームページや広報紙などに掲載して周知を行うとともに、特定健診の未受診者には電話やはがきで受診の勧奨を行っている。また、本年度からはQRコードを添付したパンフレットとポスターを市内の医療機関や公共施設等に掲示しているとのことでありました。部長からは特定健診受診率は徐々に上向いているとのご答弁でありましたが、私は決してそうではないと思っております。確かに受診率は上がっておりますが、検査対象者数が減少している状況下であります。受診者数も少し減少傾向

にあります。部長も言われましたが、受診率の向上は病気の早期発見や加入者の健康寿命にもつながることから、今後も受診率向上に努力していただきたいと思う次第であります。加えて、病気の早期発見は家族の負担やもちろん、本人の負担を軽減するだけでなく保険者である阿波市の医療費負担の軽減にもつながると考えておりますので、ぜひ特定健診や人間ドックの付加検診についても助成を考えていただくことをお願いしてこの質問を終わります。

続きまして、市内の空き家状況についてお伺いしたいと思います。

最近の阿波市内を見渡してみますと、新築や改築された住宅が多く見られる一方で、居住者のいない、いわゆる空き家が数多く見受けられるようになってきました。日本全国どこの地区でも同様の現象が起こっており、自治体もその対応に苦慮しているのが現状だと思います。阿波市のような地方の町では、近年、少子・高齢化と若者の都市流出に拍車がかかりとどまることを知りません。交通の便など生活環境の整った都会で仕事を見つけて生活することは当然のことではありますが、地方の町との格差はどんどん広がり、生まれ育ったふるさとへ帰ってこないのも当然のことだと思っております。

しかしその一方で、新型コロナウイルス感染症の流行以来、密集した都会の暮らしに見切りをつけて田舎暮らしをしようとする方も増加しています。阿波市はこのような状況をチャンスと捉え、移住・定住に積極的に取り組んでいかなければなりません。そのためには移住者を受け入れるための住宅と就職先の確保が必要となってきます。しかし、移住を考えた方が情報を得ようとしても、阿波市からホームページなどで発信される情報はあまりにも少なく、発信されている住宅に関する情報はごく僅かであり、すぐに入居できるような物件はあまりにも少ないのが現実であります。

昨年、阿波市で空き家の実態調査を実施いたしましたが、まずその結果に基づく現在の空き家状況についてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、市内の空き家状況について、現在、市が把握している空き家の状況はどうなっているのかのご質問に答弁させていただきます。

近年、人口減少や既存住宅等の老朽化などの理由により、全国的に空き家は増加し続け、大きな社会問題となっております。

議員ご質問の現在市が把握している空き家の状況はどうなっているのかについてです

が、本市では空き家の利用状況、管理実態などを把握し、適正な管理や活用の促進策など空き家対策の検討に役立てるため、令和4年度に市独自で市内全域の建物を対象とした実態調査を実施しており、1,815戸の空き家を確認したところです。その内訳といたしましては、市場町が569戸で最も多く、次いで阿波町が550戸、吉野町が369戸、土成町が327戸となっております。加えて、前回調査した平成29年度と比較しますと、5年間で市全体では空き家は402戸増加しております。内訳としましては、市場町が147戸で最も増加し、次いで阿波町が116戸、土成町が86戸、吉野町が53戸となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 高田建設部長よりご答弁いただきました。

ご答弁によりますと、今回の実態調査では市全体で1,815戸の空き家を確認している。内訳としては市場町が569戸で4町で一番多く、続いて阿波町が550戸、吉野町は369戸、土成町が327戸となっているとのことでありました。町ごとの割合を試算してみますと、市場町が31.3%、阿波町が30.3%、吉野町が20.3%、土成町が18.0%となっております。平成29年度の調査との比較では、5年間で402戸の空き家が増加しているとの数字も併せてご報告いただきました。また、その402戸の内訳としては、市場町が147戸で最も多く、次いで阿波町が116戸、土成町が86戸、吉野町が53戸となっているのご答弁も併せていただきました。

この数字を見ると、市場町においては阿波市全体の約4割近くを占めており、一概には言えないかも知れませんが、やはり過疎化が他の3町より進行している状況が顕著に表れているのではないかと感じるのは、私だけではないと思います。

それでは、なぜ空き家が増えているのかを考えてみたいと思います。

阿波市ホームページによりますと、市が空き家の所有者などにアンケートを行った結果、所有する空き家のうち昭和56年以前に建築されたものが63.4%を占めており、築40年以上の建物が空き家となっているようです。また、居住しなくなってどのくらいになっているのかとの問いには、10年以上になると回答された方が45.9%と半数近くに及んでいます。一方で、空き家を管理することになった理由は、相続によるものが64.3%と大半を占めています。現所有者などが望む、望まないに関係なく相続した結果が主な要因ではないかと思われます。また、空き家の維持管理ができない理由として、解

体、修繕などの経済的な負担が大きいのが51.7%、更地にすると土地の固定資産税が高くなるのが23.9%、遠方であるのが26.7%、思い入れがありそのままにしておきたいが19.9%などの理由があり、経済的な理由でそのままの状態に放置せざるを得ない状況が空き家の増加を招いているものと思います。

私は、地域にとっても貴重な財産である空き家を有効活用していくことが重要であると考えております。特に、移住・定住促進に向けて受皿として取り組み、地域の活性化などを図ることが阿波市への移住・定住の促進につながるのではないかと考えております。

阿波市のホームページに掲載されている空き家情報は、情報量が少ない上に手を加えないと入居できそうにないものがほとんどのような気がします。多くの方にこの空き家情報を利用していただくためには、空き家の所有者と入居希望者の条件を一つでも多く公開し、お互いの条件にマッチした情報を共有し合うことが重要ではないかと考えております。

そこで再問として、今後、市内にある空き家の有効な活用方法を市はどのように考えているのか、高田建設部長にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 笠井安之議員の一般質問の2問目の再問、今後、市内の空き家の有効な活用方法をどのように考えているのかのご質問に答弁させていただきます。

空き家は移住・定住促進や地域の活性化の観点から、適切な管理を促し有効活用することによって貴重な地域資源になり得ることも考えられます。本市では実態調査の結果を踏まえ、本年3月には阿波市空き家等対策計画を改定したところであり、新たな対策について盛り込んでおります。利活用対策として、阿波市空き家情報登録制度の利用促進及び移住・定住促進を目的とした転入促進リフォーム補助金などの活用について拡充を図るとともに、新たに県外に居住している空き家の所有者が容易に空き家管理が行えるよう、管理サービス支援について検討しております。今後も引き続き、居住を目的とした移住・定住促進や地域の活性化など有効活用につながる空き家対策をしっかりと進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 高田建設部長より答弁をいただきました。

空き家対策は適正な管理を促すことで貴重な地域資源になり得ると捉え、本年に改定し



た阿波市空き家等対策計画では、空き家の有効活用策として取り組んでいる利用可能な空き家を所有している方が賃貸、売買を希望する場合は市が審査し登録完了後にホームページなどで紹介し、借りたい人、買いたい人に情報提供を行う阿波市空き家情報登録制度事業を促進している。移住・定住を希望する方への支援策としては、阿波市の空き家を購入し、修繕、補修工事やバリアフリー対応工事などのリフォーム工事を行った場合の転入促進リフォーム補助金交付事業や、購入した空き家に残存する家財道具などの処分を行った場合の阿波市空き家家財道具等処分費補助金交付事業を継続的に実施するとのことであります。

しかし、関係者からのアンケート調査では、阿波市空き家情報登録制度を知らないと答えた人が32.3%、阿波市転入リフォーム補助金を知らないという人が79.8%もいるという結果が報告されています。このような助成制度をホームページや阿波市公式LINEに特設コーナーを設けて多くの情報を提供してほしいと思いますので、今後のご検討をお願いいたします。

これでこの項の質問を終わらせていただきます。

続いて、阿波市の耕作放棄地の解消のための対策について質問したいと思います。

この質問は、令和3年第4回定例会において耕作放棄地、いわゆる荒廃農地や遊休農地の面積がどうなっているのか質問をし、令和2年度時点で遊休農地は約90ヘクタールになっており、平成28年度に比べて2ヘクタール、率にして2%増加しているのご答弁をいただきました。その後、市内の状況を見渡してみますと、耕作放棄地は減少するどころか増加傾向にあるのではないかと感じております。そこで今回も耕作放棄地問題を質問に選びました。

近年の農業は後継者不足による従事者の高齢化や後継者不在がこの耕作放棄地を増加させている大きな要因となっていることは、皆さんもご承知のとおりだと思います。毎日、阿波市内を車で走ったときに荒廃した農地が市内全域で見受けられます。農業立市を掲げる阿波市において、このような現状は主産業である農業の振興を阻害するほか、不法投棄による地域環境の悪化、病虫害や有害鳥獣の増加など、多くの事柄に影響を与えてくるのではないかと考えています。この農業離れに起因する耕作放棄地の増加は、阿波市経済の疲弊を招き大切な財産である農地の損失となり、また所有者としても収益の上がない農地でしかなく、ただただ固定資産税を払い続けていくしかありません。

そこで、阿波市内の耕作放棄地の現状はどうなっているのか、また現在実施している耕

作放棄地の解消のための対策とその効果はどうなっているのかについて、この2点について森産業経済部長にお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、耕作放棄地の解消のための対策について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の阿波市内の耕作放棄地の現状はどうなっているのかについてでございますが、耕作放棄地、いわゆる遊休農地や荒廃農地の増加は、本市農業の持続的発展に深刻な影響を及ぼすだけでなく、雑草や雑木が繁茂し病虫害の発生要因ともなり、さらに火災の発生や不法投棄の一因にもなりかねません。

こうしたことから、農業委員会では農地法の規定により遊休農地等の実態把握や発生防止、解消などを目的とし、毎年8月から9月にかけて農地パトロールといわれる農地利用状況調査を実施しているところでございます。その調査結果によりますと、遊休農地等の面積は令和4年度が約87ヘクタールでありましたが、令和5年度末には22ヘクタール増加し、約109ヘクタールとなる見込みでございます。

農地につきましては、農地法の規定により権利を有する者の責務として当該農地の適正かつ効率的な利用の確保が義務づけられておりますが、近年の農業従事者の高齢化や担い手不足などの影響により遊休農地等が急速に増加しており、農地保全への取組が重要な課題となっております。

次に、2点目の現在実施している耕作放棄地の解消のための対策とその効果はどうかについてでございますが、農業委員会では、遊休農地等の解消に向け、農地パトロールで遊休農地等と判定された農地の所有者に、今後、自ら耕作を行う意思はあるのか、あるいは農地を貸す意思はあるのかなどの意向調査を行い、適正な農地利用に向け、貸付けのあっせんや勧告を行うなど遊休農地対策を講じているところでございます。

一方、遊休農地等を未然に防止するためには、農業者だけでなく地域住民や自治会などの共同活動により農業、農村の有する多面的機能を維持していくことが重要であることから、国の多面的機能支払交付金制度をはじめ、遊休農地等が比較的多い中山間地域においては、適正な農業生産活動の支援策である中山間地域等直接支払制度などの活用を積極的に推進しているところでございます。

また、高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作できない農地の所有者と担い手との間

に立ち、農地の貸し借りをマッチングする農地中間管理事業などにも継続的に取り組んでおり、遊休農地の発生の抑制に一定の成果を上げていると認識しております。

今後におきましても、本市の貴重な資源である農地の有効利用を促進するため、様々な農業振興策を講じながら引き続き遊休農地対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森産業経済部長よりご答弁いただきました。

1点目の阿波市内の耕作放棄地の現状については、農業委員会において農地法の規定により毎年8月から9月にかけて農地利用状況調査を実施している。調査結果によると、遊休農地等の面積は、令和4年度は約87ヘクタールであったが、令和5年度には22ヘクタール増加し、109ヘクタールとなる見込みであるとのことご答弁をいただきました。

また、2点目の現在実施している耕作放棄地の解消のための対策とその効果はどうかについては、農業委員会が遊休農地等の解消に向け農地パトロールで遊休農地と判定された農地の所有者に対して、自ら耕作を行う意思はあるのか、農地を貸す意思はあるのかなどの意向調査を行い、適正な農地利用に向けて貸付けのあっせんや勧告を行うなどの対策を講じている。

一方で、遊休農地等の発生を未然に防止するためには、地域の住民や自治会などの共同活動により農業・農村の有する多面的機能を維持していくことが重要であることから、多面的機能支払交付金制度や、遊休農地が比較的多い中山間地域においては中山間地域等直接支払制度などの活用を積極的に推進しているとのことでありました。

また、高齢化や後継者がいないなどの理由で耕作できない農地の所有者と担い手との間に立って農地の貸し借りをマッチングする農地中間管理事業にも取り組んでいるとのことご答弁でありました。しかし、耕作放棄地は現在も増加しているということは紛れもない事実であり、現在行っている耕作放棄地対策をよりグレードアップした、今以上の新しい対策が必要になってくるのではないかと感じております。

多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度による耕作放棄地解消の取組は、関係構成員のご努力によりある程度の成果は現れておりますが、現在の事業を支える構成員の主力は60歳代後半から70歳代であり、これから5年後または10年後を見たとき、果たしてこれらの事業参加者が確保できる事業の継続が確実にできるのか不安であります。

そこで再問として、今後、耕作放棄地の増加を抑制する新たな手段として導入を検討している制度はあるのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、耕作放棄地の解消のための対策について再問、今後、耕作放棄地の増加を抑制する新たな手段として導入を検討している制度はあるのかについて答弁をさせていただきます。

遊休農地の発生防止を図るためには、これまでの担い手の育成や農地の集積、集約などに加え、今後は生産性、収益性の向上を図るための耕作条件の改善により、地域の担い手が耕作しやすくなるよう基盤整備への取組が大変有効であると考えております。

このことから本市では、来年度からの新たな施策としまして、土成町の日吉地区をモデル地域とし、地元の皆様と十分な話し合いを進めながら、農地の区画整理や担い手への集積を促進する農地中間管理機構関連農地整備事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また今後、高齢化や人口減少の本格化により、地域の農地が適正に利用されなくなり遊休農地等の増加が懸念される中、農地が有効利用されるよう目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする地域計画を策定することとしており、あわせて地域の話し合いやアンケート調査に基づき、一枚一枚の農地を将来誰が耕作していくかを示す目標地図も作成する予定でございます。

今後は、各地域の農業者の皆様をはじめ農業委員会や関係機関による協議と計画策定を進め、その計画に基づき農地の集積、集約を図り農業生産に欠かせない農地を将来にわたって維持することで、遊休農地の発生の抑制やその解消につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森産業経済部長よりご答弁をいただきました。

耕作放棄地の増加を抑制する新たな手段として、遊休農地の発生防止を図るためには担い手の育成や農地の集積、集約などに加え、耕作条件の改善のため基盤整備に取り組み、担い手の耕作条件の改善が必要と考え、来年度からは新たな施策として、土成町日吉地区をモデル地域として農地の区画整理事業に取り組んでいく、また今後、高齢化や人口減少により地域の農地が適正に利用できなくなり遊休農地の増加が懸念されるため、農地が有

効利用されるよう将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定する予定であるとのご答弁をいただきました。この計画では、地域の話合いやアンケート調査に基づき、一枚ごとの農地を将来誰が耕作していくかを示す目標地図も作成する予定であることも分かりました。

農業従事者にとって、自分が耕作している間は何とか農地を守っていこうと努力しているわけですが、歳を重ねていくにつれ体力や気力がどんどん低下し、作業効率が落ちるに従って収入も減少していくことから、農業機械を新しく購入して農地の保全を行っていくことが難しくなってきます。その結果、最小限として条件のよい農地だけを耕作し、条件の悪い農地は後回しとなってきます。遊休農地となった土地は、1年目は何とかトラクターなどで耕うんすれば農地として利用することができますが、2年、3年と月日が経過して木が生えてくると重機を使って掘り起こさないと農地として利用できなくなってきます。そうなると遊休農地は農地として完全に利用が不可能となってくることは間違いありません。

阿波市の主産業である農業の根幹である農地がどんどん減少していくことは、阿波市の衰退を黙って見ているようなものでありますので、この辺で徹底した手段を講じることが重要でないかと考えます。先ほどのご答弁でもありましたように、農地の区画整理事業は耕作条件の効率化と時間短縮に非常に有効だと思いますが、農業後継者の確保と農地所有者のご理解が必要だと思います。また、目標地図は一枚ごとの農地を将来誰が耕作していくかを明確にできて、阿波市農業の将来像を考えていく材料となってほしいと思います。

また、阿波市内の農地保全を一個人に任せるのではなく、行政が計画的に取り組み、安定した農業基盤の確保がなされることを心から期待しておきます。

これで私の今回の質問を全て終了いたします。

○議長（笠井一司君） これで11番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、明日8日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時00分 散会